平成２３年（再ロ）第３号
長野県上田市上田原660番地１　ローズタウンＣ号
再生債務者　櫻井　宗春
１　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月７日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月21日から平成23年11月28日まで
長野地方裁判所上田支部
平成２３年（再ロ）第６号
宮城県岩沼市松ケ丘３丁目11番地の20
再生債務者　木幡登志典
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月11日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月25日から平成23年12月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部
平成２３年（再ロ）第１０００１号
茨城県常総市水海道橋本町3602番地２
再生債務者　砂長　明良
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月11日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月25日から平成23年12月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２３年（再ロ）第１７号
大阪府南河内郡太子町大字山田802番地の２
再生債務者　倉本　秀夫
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月11日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月18日から平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
平成２３年（再ロ）第３号
福島県伊達市梁川町希望ケ丘37番地
再生債務者　岡崎　正文
１　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時30分
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月14日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月28日から平成23年12月12日まで
福島地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１０００２号
長崎県南島原市加津佐町己2642番地１
再生債務者　森下　進喜
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年10月31日まで
平成23年10月17日
長崎地方裁判所島原支部再生係
平成２３年（再ロ）第８号
福岡市西区今宿青木1020番地１
再生債務者　松尾　隼人
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年11月４日まで
平成23年10月13日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２３年（再ロ）第６３号
大阪市城東区永田２丁目４番34―213号
再生債務者　上村　省三
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年11月14日まで
平成23年10月17日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（再ロ）第４号
宮崎市大字本郷南方5407番地86
再生債務者　永田　耕一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年11月14日まで
平成23年10月17日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成23年10月17日関東信越厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき、公告します。
平成 23 年 10 月 25 日
埼玉県草加市栄町３―６―８―407
トヨタ東京カローラ企業年金基金
清算人　島貫　浩幸

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成23年10月17日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき、次のとおり公告します。
１．清算人氏名　島貫　浩幸
２．住所　埼玉県草加市栄町３―６―８―407
平成 23 年 10 月 25 日
トヨタ東京カローラ企業年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。
平成 23 年 10 月 25 日　新潟県教育委員会
１　失効した免許状

免許状の種類	中学校教諭１種免許状（数学）、高等学校教諭１種免許状（数学）、中学校教諭専修免許状(数学)、高等学校教諭専修免許状（数学）、特別支援学校教諭１種免許状（知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域）
免許状の番号	平17中１種第1927号、平17高１種第2127号、平19中専第1966号、平19高専第1967号、平19特支１第1968号
授与年月日	平成18年３月31日 平成20年３月19日
授与権者	埼玉県教育委員会 新潟県教育委員会
氏名	板垣　元一
本籍地	新潟県

２　失効年月日　平成23年９月21日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効取消し公告

平成20年１月25日付け官報第4754号で公告した、次の教育職員免許状の失効を取り消す。
平成 23 年 10 月 25 日　神奈川県教育委員会
１　失効を取り消す免許状
⑴　種類・授与番号
ア　中学校教諭１種免許状　保健体育
昭58中１普第20901号
イ　高等学校教諭１種免許状　保健体育
昭58高２普第20901号
⑵　授与年月日及び授与権者
昭和58年３月31日　東京都教育委員会
⑶　本籍地　広島県
２　失効を取り消す事由
教育職員免許法第10条第１項第２号に該当しなくなったため
３　失効を取り消す対象になった者の氏名
土岡　裕之

官公庁合併

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十月十四日
掲載頁　一一〇頁（号外第二二二号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年十月二十五日
東京都世田谷区成城八丁目三番一四号
（甲）株式会社松栄興産
代表取締役　槌谷　佳子
東京都世田谷区成城八丁目三番一四号
（乙）松貫商事有限会社
代表取締役　槌谷　義雄